

審 第 3 5 9 号

答 申 第 4 9 7 号

平成30年5月14日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年5月2日付け障第385号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第623号

平成28年4月2日付けで異議申立人から提起された、平成28年2月9日付け  
障第3978号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成28年2月9日付け障第3978号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきであり、また、広聴事案処理依頼書（平成25年2月26日）中、修正後の（案の1）回答(案)及び（案の2）広聴事案回答用紙について開示決定等すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年12月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「〇〇〇〇病院について、苦情の受け付けや処理に関する行政文書一切。

ひろく解釈して御特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したと示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「(件名一部不開示)・〇〇〇〇病院に係る投書について」（以下「本件対象文書1」という。）、「広聴事案処理依頼書（平成

25年1月30日)」(以下「本件対象文書2」という。)、**「〇〇〇〇病院に係る投書(3通目)について(広聴事案案件の続報)」**(以下「本件対象文書3」という。)、**「〇〇〇〇病院に係る投書について」**(以下「本件対象文書4」という。)、**「広聴事案処理依頼書(平成25年2月26日)」**(以下「本件対象文書5」といい、本件対象文書1から同4と併せて以下「本件各対象文書」という。)を特定した。

#### 4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

#### 5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成28年4月2日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を求める。

平成28年1月26日付けの処分を平成28年2月9日付けの処分が出るまで通知を放置した。このようなことは初めてではないため、当該慣行の是正を求める。

#### 2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号、第3号及び第6号に全て該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全て及び同条第3号ただし書に該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

不開示については対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである。

条例第12条第1項及び第2項に違反する。

### 3 意見書の要旨

#### (1) 本件不開示部分の不開示情報非該当性

ア 患者とされてしまった方の氏名や住所等は不開示にすることが妥当であるが、その余りは全て否認ないし争う。

イ 患者とされてしまった方の氏名や住所等を不開示にすれば、当該個人を特定できない上に、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは言えない。

また、病院名を開示したところで各精神病院には何百もの病床がある以上、当該個人を特定することは不可能である。

むしろ、我が国の精神医療の現状及び開示文書においても示された〇〇〇〇病院の現状に鑑みても、むしろ、行政だけでなく主権者が、不当入院との苦情・意見を言っている訴えに真摯に耳を傾け、精神医療の惨状を目の当たりにし、以て精神医療の改革・改善に資する資料・証拠とするために開示していくことこそが、苦情・意見を出した方の望むものといえる。本件では、開示文書にあるとおり、明らかに回答を求めているにもかかわらず回答をする必要がないと判断し、胆石という身体疾患を精神疾患と誤診された当該個人の心からの叫びを無視し、対象精神病院には通常どおりの指導を行うと決定していることが認められる。これは、いずれも、千葉県が、精神医療による被害者の人権を擁護する意思を欠いていることを如実に示すものである。

したがって、患者とされてしまった方の氏名や住所等を除いて、実施機関によって患者に関する判断された情報は、これを開示しても患者の権利利益を害するおそれがある情報ではなく、条例第8条第2号に該当しないか、たとえ該当したにしても、人権侵害の温床となっている強制的精神医療に関する苦情・訴えとしてアカウンタビリティの観点から同号ただし書イに該当するとともに、精神医療の被害者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報として同号ただし書ロに該当する。

ウ 本件で〇〇〇〇病院を特定して苦情・意見等に関する行政文書を開示請求したところ、本件開示文書のとおり患者とされた人間が当該病院への不当入院を訴えている情報が開示された以上、万一、実施機関の表明するおそれが〇〇〇〇病院以外の病院に限ってのみ現実のものとなる特段の事情があるか、または、〇〇〇

○病院に限って現実のものとならない特段の事情でもない限り、○○○○病院以外の精神病院の名称は、本件同様に開示すべきである。

そして、他の病院を特定して本件同様の開示請求をすれば、本件に相当する文書が特定されるのであるから、○○○○病院以外の医療機関の名称は、条例第8条第3号イに該当しない。また、たとえ、本号柱書に該当したとしても、我が国は精神医療に関して国連の種々の委員会から是正勧告が出ている以上、本号ただし書に該当する。

## (2) 求釈明

どこがどういう情報であるからどの規定に該当するとして不開示とされたのかが示されていない。

例えば、開示文書の1枚目(5)の不開示箇所は、どこに訴え、どこの職員から千葉県に調査を頼むよう話されたのか不明である。開示文書の脈絡からすれば、行政機関と思料されるが、理由説明書によれば、医療機関とのことである。

ゆえにその説明は曖昧で矛盾している。

したがって、不開示箇所、情報の性質、該当規定等を一覧表にして提出することを求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 本件各対象文書

本件請求を受けて、実施機関は、上記第2の3のとおり本件各対象文書を特定し、条例第8条第2号及び第3号に該当する情報として、氏名、住所、郵便番号、電話番号、○○○○病院以外の医療機関名及び所在地、千葉県以外の医療機関に係る地方公共団体名、医療機関情報及び担当者名並びに差出人からの投書全てをそれぞれ不開示とし、本件決定を行った。

### 2 本件各対象文書の内容

#### (1) 本件対象文書1

○○○○病院に入院していたことのある者(以下「投書者1」という。)から、○○○○病院及びその他の医療機関が、投書者1を精神病扱いして不当入院させたことに対する調査依頼の投書及び県の対応について記載した文書である。

(2) 本件対象文書2

〇〇〇〇病院に入院していたことのある者（以下「投書者2」という。）から、〇〇〇〇病院が、投書者2を不当入院させたことに対する調査依頼の投書及び県が投書者2へ回答した文書である。

(3) 本件対象文書3

〇〇〇〇病院に入院していた者からの投書及び県の対応についての経緯をまとめた文書である。

(4) 本件対象文書4

〇〇〇〇病院に入院していた者からの投書及び県の対応についての経緯をまとめた文書及び〇〇〇〇病院に入院していた者からの投書である。

(5) 本件対象文書5

〇〇〇〇病院に入院していたことのある者（以下「投書者3」という。）から、〇〇〇〇病院が、投書者3を不当入院させたことに対する調査依頼の投書及び県が投書者3へ回答した文書である。

3 部分開示の理由

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件各対象文書は、上記2のとおり、〇〇〇〇病院に入院していたことのある者からの投書に関するものであり、個人を特定できる情報について、本号該当の情報として不開示としたものである。

その理由は、本件不開示情報を開示することにより、他人に知られたくないと思われる精神科病院への入院歴を開示することとなるからである。

上記のような性格を有する情報を開示する場合、個人に対して、批判、理由のない非難等が行われるおそれがあり、これは、「個人の権利利益を害するおそれのあるもの」で、条例第8条第2号に該当するものである。

なお、同号ただし書で不開示情報の例外が定められているが、本件において不開示とした情報は、いずれにも該当しない。

(2) 条例第8条第3号イ該当性について

同号イにいう、「競争上の地位その他正当な利益」とは、信用等法人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位であると解されるが、〇〇〇〇病院以外の

医療機関の名称が公表されることにより、元入院患者から不当入院であったとの訴えがあるという、一般的には不名誉な情報が公表されることを意味する。

上記のような性格を有する情報を開示する場合、医療機関の事業運営上の不利益等が発生するおそれがあり、「公にすることにより、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、同条第3号イに該当するものである。

なお、不開示情報については、上記のとおり医療機関名であり、同号本文ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報は存せず、逆に、不開示とすることにより、医療機関の社会的評価の低下等を防止し得るという点で、財産保護に繋がるものである。

#### 4 異議申立ての理由について

##### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、本件決定のうち一部を不開示とした部分を取り消し、当該部分を開示するとの決定を求め、以下のとおり主張している。

ア 対象行政文書の探索が不十分であるか、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 不開示部分は、条例第8条第2号、第3号及び第6号に該当しない。該当したとしても、同条第2号ただし書及び第3号ただし書に該当する。

ウ 条例第10条の「不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」に該当する。

##### (2) 異議申立人の主張に対する県の考え方

異議申立人による上記(1)の主張に対する県の考え方は、以下のとおりである。

##### ア 総論

異議申立人の主張は、根拠が不明確であるが、条例第8条第2号及び第3号該当性を根拠に不開示とするものであり、以下この点を中心に説明する。

##### イ 条例第8条第2号該当性について

文書全体にわたる条例第8条第2号該当性については、既に上記3(1)で述べたところである。

異議申立人は、第2号ただし書に該当すると主張していることから、検証することとする。

ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。

本件各対象文書は、上記2(1)から(5)までで記載したとおり、〇〇〇〇病院に入院していたことのある者からの投書及び県の対応等に関する文書であり、公にされる又は公にされることが予定されている対象ではない。

よって、ただし書イには、該当しないものである。

ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。

異議申立人が行った本件に係る開示請求及び異議申立てにおいて、ただし書ロによる請求である旨を説明しておらず、また、その根拠も示していないものである。

よって、ただし書ロには該当しないものである。

ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」である。

本件不開示情報は、〇〇〇〇病院に入院していたことのある者及び医療機関であり、いずれも公務員等に該当するものではない。

よって、ただし書ハには該当しないものである。

ただし書ニは、「実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会・・・出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名」である。

本件各対象文書は、上記2(1)から(5)までに記載したとおり、〇〇〇〇病院に入院していたことのある者からの投書及び県の対応等に関する文書であり、食糧費の支出を伴う懇談会等ではない。

よって、ただし書ニには該当しないものである。

以上のことから、異議申立人の主張には、根拠がないものである。

#### ウ 条例第8条第3号該当性について

文書全体にわたる条例第8条第3号該当性については、既に上記3（2）で述べたところである。

異議申立人は、同条第3号ただし書に該当すると主張していることから、検証することとする。

ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報を除く。」である。

上記においても述べたが、異議申立人は、何らそのような説明も根拠も示すことなく主張しているものである。

よって、第3号ただし書には該当しないものである。

#### エ 条例第10条該当性について

本件部分開示の考え方については、上記のとおりであるが、異議申立人が主張する条例第10条に該当するものか検証することとする。

同条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第8条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」である。

同条は、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性が認められる場合をいうものであるが、これまで述べてきたように、〇〇〇〇病院に入院していたことのある者の投書に関連する文書であり、当然に保護すべき情報である。異議申立人は、何ら根拠も示さずに本条に該当すると主張するが、この主張には理由がないものである。

以上のことから、本件決定において部分開示とした処分は、妥当である。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件各対象文書について

本件請求を受けて、実施機関は、上記第2の3のとおり本件対象文書1から同5

までそれぞれ特定した。

本件各対象文書の内容は、〇〇〇〇病院に入院していたことのある者からの投書及び県の対応についての経緯をまとめた文書であり、その構成は、本件対象文書ごとに次のとおりとなっている。

(1) 本件対象文書1

- ア (件名一部不開示)・〇〇〇〇病院に係る投書について
- イ 差出人からの投書

(2) 本件対象文書2

- ア 広聴事案処理依頼書
- イ 別紙(手紙)
- ウ 広聴事案回答用紙
- エ (案の1) 回答(案)
- オ (案の2) 広聴事案回答用紙
- カ 〇〇〇〇病院に係る投書について

(3) 本件対象文書3

〇〇〇〇病院に係る投書(3通目)について(広聴事案案件の続報)

(4) 本件対象文書4

- ア 〇〇〇〇病院に係る投書について
- イ 差出人からの投書

(5) 本件対象文書5

- ア 広聴事案処理依頼書
- イ 広聴事案回答用紙
- ウ 差出人からの投書
- エ (案の1) 回答(案)
- オ (案の2) 広聴事案回答用紙
- カ 〇〇〇〇病院に係る投書について(広聴事案案件)

2 本件決定について

実施機関が不開示とした情報は、別表の、実施機関が不開示とした情報欄に記載した各情報であり、実施機関は、条例第8条第2号に該当するため不開示とする、

として本件決定を行った。

さらに、実施機関は、理由説明書において「医療機関名」が条例第8条第3号にも該当するため不開示とするとして本件決定を行った。

そこで、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 差出人からの投書及び手紙

本件対象文書1、同2、同4及び同5にそれぞれ添付されている差出人からの投書及び手紙は、差出人が自筆で心情などを記載したものであって、差出人の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

したがって、差出人からの投書は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 差出人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号

本件各対象文書の「1 差出人」にそれぞれ記載の差出人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、上記アと同様、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ (案の1) 回答(案)及び(案の2) 広聴事案回答用紙の差出人名

本件対象文書2及び同5に記載の(案の1) 回答(案)及び(案の2) 広聴事案回答用紙の差出人名は、上記アと同様、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 医療機関名及び所在地

本件各対象文書に記載の医療機関名及び所在地は、具体的な医療機関への入院や通院などの情報であり、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報である。

そして、これらの情報が開示されると、差出人の入院歴が、具体的な医療機関

名として明らかとなることから、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は条例第8条第2号本文後段に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 地方公共団体名並びに地方公共団体（部局）名及び千葉県以外の都道府県名  
実施機関は、本件対象文書1に記載の地方公共団体名並びに地方公共団体（部局）名及び本件対象文書2から同5に記載の千葉県以外の都道府県名を開示すると、差出人が入院していた千葉県以外の医療機関名が明らかとなり、これは、通常他人に知られたくない情報であって、条例第8条第2号に該当すると説明するが、上記情報を開示しても医療機関名が明らかとなるおそれは認められないことから同号には該当せず、開示すべきである。

#### カ 実施日程

実施機関は、本件対象文書1に記載の実施日程を開示すると、差出人が入院していた千葉県内の医療機関名が明らかとなり、条例第8条第2号に該当すると説明するが、上記オと同様、上記情報を開示しても医療機関名が明らかとなるおそれは認められないことから同号には該当せず、開示すべきである。

#### キ ○○○○病院の部署名、担当者職・氏名

本件対象文書3、同4及び同5の「2 経緯・経過 平成25年2月4日及び平成25年2月12日」に記載の○○○○病院の部署名、担当者職・氏名の各情報のうち、○○○○病院の部署名は、開示しても特定の個人を識別することはできないことから、条例第8条第2号に該当せず、開示すべきであるが、それ以外の情報は、上記アと同様、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### ク 差出人の診療記録、診療時期、入院の種類及び入院時期

本件対象文書3、同4及び同5の「2 経緯・経過 平成25年2月4日」に記載の差出人の診療記録及び診療時期並びに本件対象文書5の（案の1）回答（案）及び（案の2）広聴事案回答用紙に記載の差出人の入院の種類及び「3 当該

文書（広聴事案）の主な内容（概要）」の差出人の入院の時期の各情報は、上記エと同様、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 条例第8条第3号該当性について

実施機関は、上記第4の3(2)のとおり、差出人が入院していた〇〇〇〇病院以外の医療機関名について条例第8条第3号イに該当すると説明する。

しかしながら、当該医療機関名については、上記(1)エで判断したとおり、条例第8条第2号に該当し、不開示が妥当であることから、条例第8条第3号該当性については判断しない。

(3) 請求の対象となる文書の特定について

当審査会が本件対象文書5を見分したところ、本件対象文書5中、(案の1)回答(案)及び(案の2)広聴事案回答用紙(以下それぞれ「(案の1)」及び「(案の2)」という。)は、それぞれ一部手書で修正されていることが認められた。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、修正後の(案の1)及び(案の2)がそれぞれ存在しており、それらに基づいて施行しているとのことであった。

したがって、修正後の(案の1)及び(案の2)は、本件請求に係る対象文書に該当するといえることから、実施機関は、修正後の(案の1)及び(案の2)について開示決定等すべきである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載の各情報は開示すべきであり、また、本件対象文書5中、修正後の(案の1)及び(案の2)について開示決定等すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 5月 2日	諮問書の受理
平成28年 6月29日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 7月22日	異議申立人の意見書の受理
平成29年10月 2日	審議
平成29年10月30日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)